

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	中央卸売市場 本場 (06-6469-7970) 東部市場 (06-6756-3981) 南港市場 (06-6675-2020)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	売買参加者の承認・更新申請
概要	卸売業者から卸売を受けようとする者（仲卸業者除く）は、市長の承認を受けなければならないとされています。
根拠法令等 及び条項	卸売市場法第36条第1項 中央卸売市場業務条例第25条（昭和46年条例第40号） （ http://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html ） 中央卸売市場業務条例施行規則第26条、第27条、第28条（昭和47年規則第7号） （ http://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html ） 中央卸売市場業務条例南港市場施行規則第16条、第17条、第18条（昭和47年規則第8号） （ http://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html ） （中央卸売市場 各場担当窓口）
審査基準	<p>◎ 申請者が中央卸売市場業務条例第25条 第4項各号のいずれかに該当するときは承認を受けることができません。</p> <p>○ 開設区域内に営業所を有し、市場における取引の能率化と流通秩序の保持を阻害するおそれがない者で、次のいずれかに該当するものであること。ただし、市場における取引の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがないと認めるときは、開設区域外の者についても承認をすることがあります。</p> <p>（本場及び東部市場）</p> <p>ア 直接消費者に販売することを本来の業務とする生鮮食料品等の小売業者</p> <p>イ 生鮮食料品等を加工し販売することを業務とする加工業者及び給食業者（学校病院等の給食業務を含む）</p> <p>ウ 小売業者で組織する協同組合等の共同仕入機構で、市場外において一定の分荷場等を有するもの</p> <p>エ 消費生活協同組合その他市長が適当と認めるもの</p> <p>（南港市場）</p> <p>ア 直接消費者に販売することを本来の業務とする肉類の小売業者</p> <p>イ 肉類を加工し販売することを業務とする加工業者及び給食業者（学校病院等の給食業務を含む）</p> <p>ウ 消費生活協同組合その他市長が適当と認めるもの</p> <p>○ 本場及び東部市場において、条例第25条第4項第3号の「知識、経験及び資力信用を有する」とは、次の要件をすべて満たしていることをいいます。</p> <p>（法人の場合）</p> <p>(1) 関係業務の経験が3年以上で、その法人のために常時売買に参加できるもの（資格は個人の場合と同じ）がいること</p> <p>(2) 承認を受けようとする市場において、通常の取引単位で継続して売買取引に参加できる経営規模を有すると認められること</p> <p>(3) 買受代金の支払いについて、卸売業者と大阪市中央卸売市場業務条例施行規則第77条第2項に規定する支払担保又は保証等に関し、十分な内容をもった支払猶予の特約ができること</p> <p>(4) その法人の資本金又は出資金が200万円以上あること。ただし、東部市場近郷野菜売買参加者にあつては、100万円以上を有すること</p> <p>(5) 市場関係事業者に対し著しく遅延した支払債務のないこと</p> <p>（個人の場合）</p> <p>(1) 関係業務の経験を5年以上有する成年者であること</p> <p>(2) 売買参加の業務資金として、200万円以上を有すること。ただし、東部市場近郷野菜売買参加者にあつては、30万円以上を有すること</p> <p>(3) 法人の場合の(2)、(3)、(5)の要件をすべて満たしていること</p> <p>○ 南港市場において、上記第3号の「知識、経験及び資力信用を有する」とは、次の要件をすべて満たしていることをいいます。</p> <p>（法人の場合）</p> <p>(1) 食肉関係業務の経験が2年以上で、その法人のために常時売買に参加できるものがあること</p> <p>(2) 承認を受けようとする市場において、通常の取引単位で継続して売買取引に参加できる経営規模を有すると認められること</p> <p>(3) 資本金又は出資金が200万円以上あること</p> <p>(4) 市場関係事業者に対し著しく遅延した支払債務のないこと</p> <p>（個人の場合）</p> <p>(1) 食肉関係業務の経験を2年以上有する成年者であること</p> <p>(2) 売買参加の業務資金として、100万円以上を有すること</p> <p>(3) 法人の場合の(2)、(4)の要件をすべて満たしていること</p>
標準処理期間	2週間～1か月
経由日数	なし
提出先	中央卸売市場（本場・東部市場・南港市場）
提出時期	随時
提出方法	申請書に必要書類を添えて提出先へ提出してください。（必要書類は提出先にご確認ください）
手数料	なし
相談窓口	中央卸売市場（本場・東部市場・南港市場）
ホームページ	http://www.cityv.osaka.lg.jp/shi/ijo/page/0000023288.html
備考	—